

○立山町合宿推進事業補助金交付要綱

平成27年7月27日

告示第77号

立山町合宿推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

立山町合宿推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則6号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき、立山町合宿推進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 富山県外の大学等の団体が、町内の宿泊施設に宿泊してスポーツ活動、文化活動等の研修、練習又は試合を行うものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学をいう。
- (3) 団体 複数の学生等で構成する部、クラブ、サークル及びゼミナール等をいう。
- (4) 学生等 大学等の学生及び引率者をいう。
- (5) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿、その他宿泊料金の支払いを要する民営の宿泊施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、大学等の合宿(以下「合宿等」という。)の誘致を促進し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、合宿等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象となる合宿等)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号のいずれかに該当するもので政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするものでないものとする。

- (1) 合宿については、町内の宿泊施設に宿泊し、合宿に参加した者の宿泊者数が延べ50人以上であること。
- (2) 前項の規定にかかわらず町長が特に必要と認める場合

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象経費及び補助金の額は、前条に規定する合宿等に参加し宿泊する学生等の延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、1回につき20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ立山町合宿推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 収支(変更)予算書(様式第3号)
- (3) 参加者(変更)名簿(様式第4号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付条件)

第7条 規則第7条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業計画を変更すること。
- (3) 事業費の20パーセント以上を変更すること。

(補助事業の内容の変更)

第9条 第7条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとする者は、立山町合宿推進事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿等終了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、立山町合宿推進事業実績報告書(様式第6号。次条において「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)

- (2) 収支決算書(様式第8号)
 - (3) 宿泊証明書(様式第9号)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるとき、交付すべき額を確定し、これに対して通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により額の確定を受けたときは、立山町合宿推進事業補助金請求書(様式第10号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた立山町合宿推進事業補助金交付要綱に規定する行為は、この要綱の施行後の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

印

立山町合宿推進事業補助金交付申請書

年度において、立山町合宿推進事業を実施したいので、立山町補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業（変更）計画書（様式第2号）

(2) 収支（変更）予算書（様式第3号）

(3) 参加者（変更）名簿（様式第4号）

(4) その他

様式第2号（第6条関係）

事業（変更）計画書

団体の名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで (泊 日)
使用する会場	
宿泊施設	
参加予定人数	人
宿泊予定者数	人
事業の目的	
日程、内容等（予定）	

様式第3号 (第6条関係)

収支 (変更) 予算書

収入の部

(単位: 円)

区分	予算額	(変更) 予算額	摘要
計			

支出の部

(単位: 円)

区分	予算額	(変更) 予算額	摘要
計			

様式第4号（第6条関係）

参加者（変更）名簿

	氏名	役職又は学年		氏名	役職又は学年
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

備考 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所

団体名

代表者氏名

印

立山町合宿推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け立山町指令商第 号で交付の決定の通知があった立山町合宿推進事業について、次のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、立山町補助金等交付規則第10条の規定により、承認を受けたく申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容（以下、変更の場合のみ）

3 補助金交付申請額

（変更前） 円

（変更後） 円

4 添付書類（変更のあったもののみ）

（1）事業（変更）計画書（様式第2号）

（2）収支（変更）予算書（様式第3号）

（3）参加者（変更）名簿（様式第4号）

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

印

立山町合宿推進事業実績報告書

年 月 日付け立山町指令商第 号で立山町合宿推進事業補助金の交付の決定の通知があつた立山町合宿推進事業について、立山町補助金等交付規則第14条第1項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書(様式第7号)
- 2 収支決算書(様式第8号)
- 3 宿泊証明書(様式第9号)
- 4 その他関係書類

様式第7号（第10条関係）

事業実績書

団体の名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで (泊 日)
使用した会場	
宿泊施設	
参加人数	人
宿泊者数	人
事業の目的	
日程、容等	

様式第8号(第10条関係)

収支決算書

収入の部

(単位:円)

区分	決算額	予算額	摘要
計			

支出の部

(単位:円)

区分	決算額	予算額	摘要
計			

様式第9号（第10条関係）

宿泊証明書

年 月 日

宿泊施設	所在地 名称 経営者の氏名 (名称及び代表者氏名) 印
------	---

下記のとおり宿泊があったことを証明します。

記

団体の名称	
宿泊期間	年 月 日から 年 月 日まで
宿泊者数	<input type="text"/> 人

様式第10号 (第12条関係)

立山町合宿推進事業補助金請求書

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名 印

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第12条関係)